

まごころ少額短期保険の現状

2023



まごころ少額短期保険株式会社

「まごころ」の名に恥じぬ「あんしん」の提供を目指して

令和4年度は、我々少額短期保険業界において、同業他社で3社の行政処分があり、また保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者という新たな制度が発足し、それに加えて金融機関のDX（デジタルトランスフォーメーション）といった新たな仕組みの導入もあり、今までにない新たな局面に突入したことを実感する1年となりました。

この時代の流れを受け、当社としてはお客様に対する少額短期保険会社としての事業の在り方、具体的には、保険の販売の仕方、お客様への情報の提供の仕方、保険商品の補償の在り方を抜本的に見直す決意を致しました。

この変化の激しい時代の流れにおいて大切なことは、やはりお客様に対し「誠実」さを貫いて、心ゆくまで丁寧に接することであろうと我々は考えます。

今まで以上に人々の生活の変化に目を凝らし、お客様の声に耳を澄まし、お客様が真に必要とするニーズを感じ取り、その観察を通じて溢れだすインスピレーションを大切に、皆様に役立つ保険を生み出し続けていくことが、当社の使命であると感じています。

決して目先の利益に走るのではなく、お客様に寄り添ってこれからも進んでまいります。

我々は、どの企業グループにも属さない独立系少額短期保険会社として、独自の商品開発、そして、独自の販売手法を駆使することで、必ずや皆様のお役にたてるものと信じております。

代表取締役

五十川 純

本誌は「保険業法第272条の17において準用する保険業法第111条および同施行規則第211条の37」に基づき作成したディスクロージャー資料（「業務及び財産の状況に関する説明書類」）です。

目 次

I	会社の概要および組織	
	1. 会社概要	4
	2. 経営の組織	4
	3. 株式・株主の状況	5
	4. 役員の状況	5
	5. 従業員の状況	5
II	主要な業務に関する事項	
	1. 主要な業務の内容	6
	2. 令和元年度における事業の概況	10
	3. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標	11
	4. 直近の2事業年度における業務の状況	11
	5. 責任準備金の残高の内訳	16
III	運営に関する事項	
	1. 勧誘方針について	17
	2. お客様満足度向上への取組みについて	17
	3. お客様本位の業務運営に係る当社の基本方針とその取組み	19
	4. リスク管理について	24
	5. 法令遵守体制について	25
	6. 個人情報の取扱いについて	26
	7. 反社会的勢力等への対応について	27
	8. 情報開示について	28
	9. 指定紛争解決機関（ADR機関）について	29
IV	財産の状況	
	1. 計算書類	30
	2. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	34
	3. 有価証券等の取得価額または契約価額、時価および評価損益	34

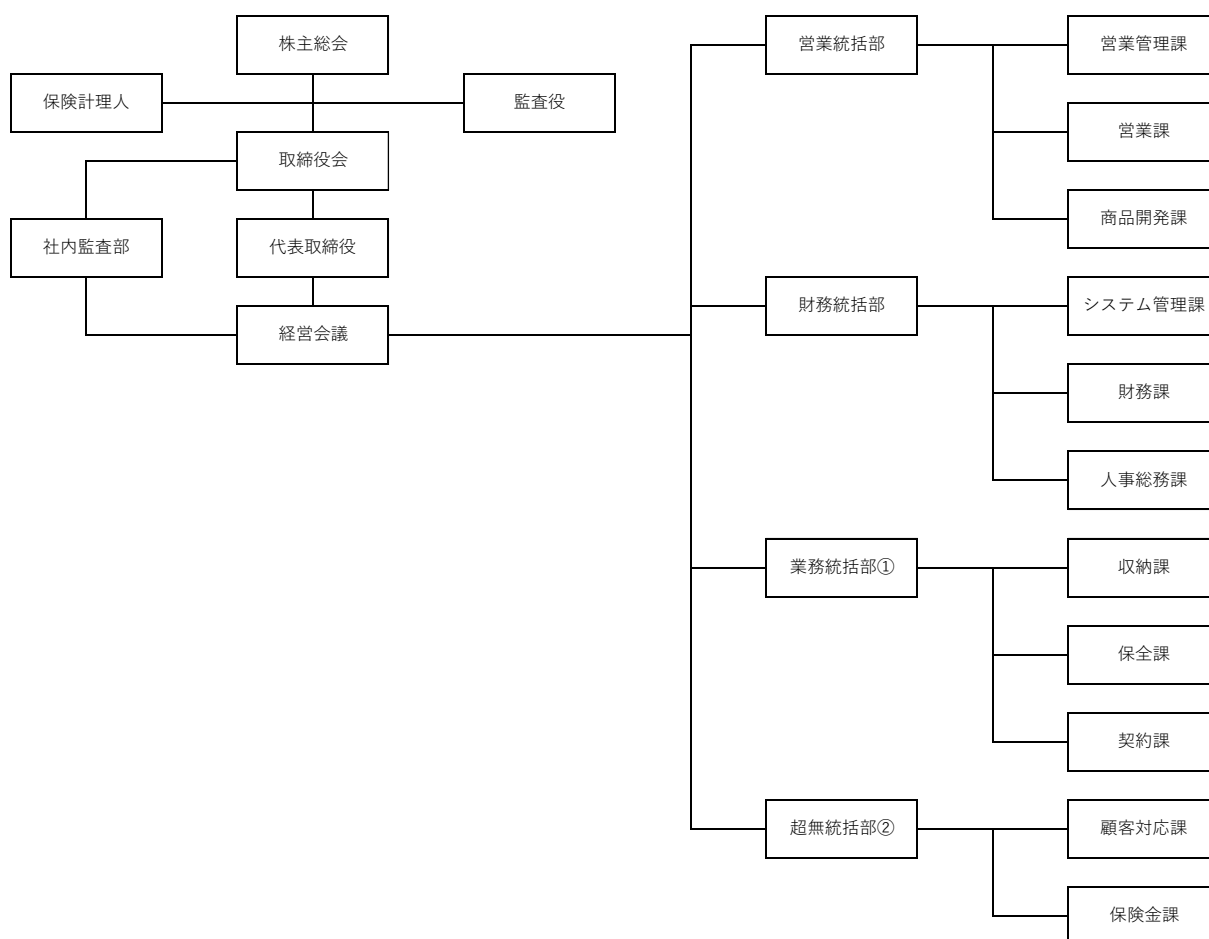
まごころ少額短期保険の現状

I 会社の概要および組織

1. 会社概要（令和 5 年 3 月 31 日現在）

社名	まごころ少額短期保険株式会社
設立日	平成 20 年 3 月 6 日
開業日	平成 20 年 12 月 15 日
資本金	100,000 千円
本社所在地	神奈川県横浜市戸塚区川上 87-1
登録番号	関東財務局長（少額短期保険）第 39 号
URL	https://www.magocoro-ins.com

2. 経営の組織（令和 5 年 3 月 31 日現在）



（店舗所在地）

本店：神奈川県横浜市戸塚区川上町 87-1 （本店以外の店舗はありません。）

お客様相談窓口：TEL 045 (392) 5303

受付時間：10：00～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）

まごころ少額短期保険の現状

3. 株式・株主の状況（令和5年3月31日現在）

（1）株式数・株主数

発行可能株式総数	発行済株式の総数	令和3年度末株主数
80,000株	8,390株	6名

（2）主要な株主の状況

氏名または名称	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社ジェイエイチ ディ	3,940株	47.0%
花戸 信行	1,550株	18.4%
五十川 純	1,400株	16.6%
崎村 忠正	500株	6.0%
横田 正幸	500株	6.0%
深見 安廣	500株	6.0%

4. 役員 の 状況（令和5年3月31日現在）

役 職	氏 名	
代表取締役	五十川 純	（いそがわ じゅん）
取 締 役	小西 一彰	（こにし かずあき）
取 締 役	井殿 彰夫	（いでん あきお）
監 査 役	佐田 哲司	（さた てつじ）

5. 従業員 の 状況（令和5年3月31日現在）

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
8名	44.8歳	3年

まごころ少額短期保険の現状

Ⅱ 主要な業務に関する事項

1. 主要な業務の内容

当社は、少額短期保険の引受けを行う事業者であり、主要商品の内容は以下のとおりです。

(1) 医療保険金付定期保険

POINT 1	死亡保障、障害保障、介護保障の定期保険
POINT 2	医療保険 医療費のかかる傷病には保険金をアップ 日額最大 20,000 円×30 日分（1 入院）を給付 1,300 種類以上の手術に対応 妊娠時の普通分娩に対応
POINT 3	傷害死亡、特定重度障害は倍額のお支払 不慮の事故を原因として死亡または要介護 5・要介護 4・障害 1 級・障害 2 級になられたときは、保険金 300 万円の倍額（600 万円）をお支払します。
POINT 4	医師の診断は不要で簡単申し込み

【保障内容】

普通死亡保険金	保障	保険期間中に死亡されたとき	300 万円
重度障害保険金	保障	当社所定の重度障害および介護状態になられたとき	300 万円
入院保険金	日額	病気やケガで 1 泊 2 日以上入院されたとき	5,000 円～2 万円
手術保険金	一回	平成 20 年度医科診療点数表で 5,000 点以上の手術を受けられたとき	20 万円,10 万円, 5 万円
先進医療保険金	一回	厚生労働省の定める先進医療を受けられたとき	5 万円～80 万円
傷害死亡保険金	保障	不慮の事故を原因として死亡されたとき	600 万円
特定重度障害保険金	保障	不慮の事故を原因として要介護 5・要介護 4・障害 1 級・障害 2 級になられたとき	600 万円

まごころ少額短期保険の現状

(2) 医療保険

POINT1	<p>医療保険</p> <p>医療費のかかる傷病には保険金をアップ</p> <p>日額最大 20,000 円×30 日分（1 入院）を給付</p> <p>1,300 種類以上の手術に対応</p> <p>妊娠時の普通分娩に対応</p>
POINT2	医師の診断は不要で簡単申し込み

【保障内容】

入院保険金	日額	病気やケガで 1 泊 2 日以上入院されたとき	5,000 円～2 万円
手術保険金	一回	平成 20 年度医科診療点数表で 5,000 点以上の手術を受けられたとき	20 万円,10 万円, 5 万円
先進医療保険金	一回	厚生労働省の定める先進医療を受けられたとき	5 万円～80 万円

(3) 定期保険

POINT 1	<p>お手頃な保険料で死亡保障を準備</p> <p>葬儀費用の全国平均は約 195 万円（平成 29 年度）。例えば 40 歳男性の場合、月額 1,406 円というお手頃な保険料でその準備が可能です。</p>
POINT2	<p>介護も保障。重度障害（1 級及び 2 級）も保障</p> <p>疾病またはケガにより一定の身体障害（障害 1 級、障害 2 級、要介護 5、要介護 4）となった場合、退院後のリハビリ費用や自宅のバリアフリー化に伴う改装費などの支出が生じます。また、社会復帰までの生活費も必要です。そのような状態になられたときの経済的サポート。</p>
POINT3	医師の診断は不要で簡単申し込み

【保障内容】

普通死亡保険金	保障	保険期間中に死亡されたとき	300 万円
重度障害保険金	保障	当社所定の重度障害および介護状態になられたとき	300 万円

まごころ少額短期保険の現状

(4) 新医療保険金付定期保険

POINT 1	死亡保障、障害保障、介護保障の定期保険
POINT 2	医療保険 医療費のかかる傷病には保険金をアップ 日額最大 10,000 円×30 日分（1 入院）を給付 1,300 種類以上の手術に対応 妊娠時の普通分娩に対応
POINT 3	傷害死亡、特定重度障害は倍額のお支払 不慮の事故を原因として死亡または要介護 5・要介護 4・障害 1 級・障害 2 級になられたときは、保険金 300 万円の倍額（600 万円）をお支払します。
POINT 4	医師の診断は不要で簡単申し込み

【保障内容】

普通死亡保険金	保障	保険期間中に死亡されたとき	300 万円
重度障害保険金	保障	当社所定の重度障害および介護状態になられたとき	300 万円
入院保険金	日額	病気やケガで 1 泊 2 日以上入院されたとき	5,000 円、1 万円
ガン入院保険金	保障	ガンで入院されたとき	30 万円
手術保険金	一回	医科診療点数表で 16,667 点以上の手術を受けられたとき	10 万円
先進医療保険金	一回	厚生労働省の定める先進医療を受けられたとき	5 万円～80 万円
傷害死亡保険金	保障	不慮の事故を原因として死亡されたとき	600 万円
特定重度障害保険金	保障	不慮の事故を原因として要介護 5・要介護 4・障害 1 級・障害 2 級になられたとき	600 万円

まごころ少額短期保険の現状

(5) 傷害保険

POINT 1	傷害死亡、傷害入院、傷害通院、山岳遭難、日常生活賠償の定期保険
POINT 2	発生した不慮の事故を直接の原因として被保険者が保険期間中に死亡した場合に補償します。
POINT 3	ケガの治療を目的とする入院、通院、手術による治療を補償します。
POINT 4	被保険者が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたときに補償します。
POINT 5	被保険者がケガの際に携行品を壊したときの修理費用の一部を補償します。
POINT 6	山で遭難したと警察に認定され、実施された救助などの費用を補償します。
POINT 7	被保険者が山で遭難したときに家族が駆け付けた費用の一部を補償します。
POINT 8	被保険者がケガをした状態で、家族が自宅に移す費用の一部を補償します。

【補償内容】 ※下記の補償内容は、販売している保険の一例です。

傷害死亡保険金	補償	責任開始日以後に傷害にて死亡されたとき	0～200万円
傷害入院保険金	日額	ケガで1泊2日以上入院されたとき	1000～10000円
傷害通院保険金	日額	ケガで通院されたとき	1000～8000円
傷害手術保険金	一回	ケガで手術されたとき	50,000円
身の回り品損害費用保険金	一回	ケガ等の際に携行品が壊れて修理するとき	最大10万円 (免責1千円)
山岳遭難・搜索救助費用保険金	一回	山で遭難して救助を受けられたとき	最大300万円, (免責3万円)
被保険者親族駆け付け費用保険金	一回	被保険者が遭難して駆け付けたとき	最大50万円 (免責5千円)
搜索輸送移送等費用保険金	一回	被保険者が遭難後に大ケガ又は死亡して親族が被保険者を移送するとき	最大300万円 (免責3万円)
賠償責任保険金	一回	被保険者が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたとき	最大1,000万円, (免責3万円)

まごころ少額短期保険の現状

(6) 親子のための就学トラブル相談保険

POINT 1	カウンセラー相談、弁護士相談および委任、転校に要した費用の一部を補償します。
POINT 2	子供が関わる学校等の集団生活において、親子が遭遇した種々のトラブルに対処するために支出した親子の処理費用の一部を補償します。
POINT 3	対人トラブルの解決方法の一つとして、フリースクールまたは転校といった費用の一部を補償します。

【補償内容】 ※下記の補償内容は、販売している保険の一例です。

対人トラブル相談費用保険金	一回	責任開始日以後に「いじめ、長期欠席」となった場合に相談したとき	最大 5 万円
弁護士委任前相談費用保険金	一回	責任開始日以後に「いじめ、長期欠席(自殺を含む)」となった場合に相談したとき	最大 10 万円 (免責 10%)
弁護士委任費用保険金	一回	責任開始日以後に「いじめ、長期欠席(自殺を含む)」となった場合に委任したとき	最大 200 万円 (免責 10%)
転校費用保険金	一回	責任開始日以後に「いじめ、長期欠席」となった場合に転校したとき	定額 10 万円

その他、医療保険に精神行動障害による所得補償保険をプラスして、うつ病、認知症、統合失調症まで手厚くサポートする「総合医療保険」がございます。

2. 令和 4 年度における事業の概況

当社は平成 20 年 9 月 24 日に少額短期事業者として登録を受けてから令和 5 年 3 月 31 日で 15 期を終えました。事業開始後 7 期目までは医療保険商品を中心に事業を展開し、8 期目以降は傷害保険を中心とした損害保険商品の開発および販売に注力しています。

令和 4 年度は、令和 3 年度までの傾向であったコロナ禍での登山等の屋外での活動に支えられた新規の傷害保険加入者が減少し、主力代理店が廃業するという事態が生じましたが、既契約者一人ひとりのお客様に接触し、当社保険商品の魅力を直接訴えるといった営業努力もあり、保有契約も然程の減少もみられず、結果として保険料収入は令和 3 年度と同程度で終了しました。

令和 5 年度の課題としては、新たな主力代理店の育成及び開拓、既存商品の販路の拡大、そしてコロナ禍後に変化した顧客の意識に合った業務運営及び態勢整備に力を入れることにより保険料収入を増加させることに力を注いで参ります。

まごころ少額短期保険の現状

3. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標 (単位:千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	386,179	385,311	384,211
経常利益または経常損失	10,392	2,070	18,118
当期純利益または当期純損失	8,992	1,077	22,341
資本金の額 (発行済株式の総数)	100,000 (8,390株)	100,000 (8,390株)	100,000 (8,390株)
純資産額	20,382	21,460	43,800
保険業法上の純資産額	27,203	28,590	51,692
総資産額	144,833	127,804	156,155
責任準備金残高	22,693	28,085	47,743
有価証券残高	—	—	—
ソルベンシー・マージン 比率	838.9%	908.6%	1,422.9%
配当性向	—	—	—
従業員数	8人	8人	8人
正味収入保険料の額	101,925	98,903	98,127

※保険業法上の純資産額は、保険業法施行規則第211条の8第1項の規定に基づき、貸借対照表の純資産額に異常危険準備金を加えて算出しております。

4. 直近の2事業年度における業務の状況

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

① 正味収入保険料

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度
死亡保険	30,568	26,461
医療保険	10,017	9,057
損害保険	58,318	62,629
合 計	98,903	98,127

※正味収入保険料は、「(保険料－解約返戻金－その他返戻金)－(再保険料－再保険返戻金－その他再保険収入)」により算出しました。

まごころ少額短期保険の現状

②元受正味保険料 (単位:千円)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
死 亡 保 険	45,523	39,963
医 療 保 険	14,912	13,901
損 害 保 険	202,496	210,483
合 計	262,930	267,606

※元受正味保険料は、「保険料 - 解約返戻金 - その他返戻金」により算出しました。

③支払再保険料 (単位:千円)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
死 亡 保 険	14,955	13,502
医 療 保 険	4,895	4,844
損 害 保 険	142,253	150,156
合 計	162,103	168,502

※支払再保険料は、「再保険料-再保険返戻金 - その他再保険収入」により算出しました。

④保険引受利益 (単位:千円)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
死 亡 保 険	△4,969	3,815
医 療 保 険	△996	980
損 害 保 険	20,799	35,056
合 計	14,834	39,851

※保険引受利益は、「保険引受収益 - 保険引受費用 - (保険引受に係る) 営業費及び一般管理費」により算出しております。

⑤正味支払保険金 (単位:千円)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
死 亡 保 険	5,532	4,326
医 療 保 険	1,955	1,303
損 害 保 険	1,398	2,225
合 計	8,885	7,854

※正味支払保険金は、「保険金+給付金-回収再保険金」により算出しております。

まごころ少額短期保険の現状

⑥支払保険金

(単位：千円)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
死 亡 保 険	20,482	12,823
医 療 保 険	4,117	4,026
損 害 保 険	6,213	7,417
合 計	30,743	24,266

⑦回収再保険金

(単位：千円)

区 分	令和 3 年度	令和 3 年度
死 亡 保 険	13,559	8,497
医 療 保 険	2,709	2,723
損 害 保 険	4,349	5,191
合 計	20,617	16,411

(2) 保険契約に関する指標等

①契約者配当金の額

該当事項はありません。

②正味損害率、正味事業費率および正味合算率

(単位：%)

区 分	令和 3 年度			令和 4 年度		
	正味損害率	正味事業費率	正味合算率	正味損害率	正味事業費率	正味合算率
合 計	10.3	80.0	90.3	8.0	57.2	65.2

※1 正味損害率は、「正味支払保険金/正味収入保険料×100」により算出しました。

※2 正味事業費率は、「正味事業費/正味収入保険料×100」により算出しております。

※3 正味事業費は、「事業費-再保険手数料」により算出しております。

※4 事業費は、損益計算書の「事業費-保険業法第 113 条繰延額+保険業法第 113 条繰延資産償却費」により算出しております。

※5 正味合算率は、「正味損害率+正味事業費率」により算出しております。

③元受損害率、元受事業費率および元受合算率

(単位：%)

区 分	令和 3 年度			令和 4 年度		
	元受損害率	元受事業費率	元受合算率	元受損害率	元受事業費率	元受合算率
合 計	11.8	69.3	81.1	9.2	56.9	66.1

※1 元受損害率は、「(保険金+給付金)/(保険料-解約返戻金-その他返戻金)×100」により算出しました。

まごころ少額短期保険の現状

- ※2 元受事業費率は、「事業費/（保険料-解約返戻金-その他返戻金）×100」により算出しました。
- ※3 事業費は、損益計算書の「事業費-保険業法第113条繰延額+保険業法第113条繰延資産償却費」により算出しました。
- ※4 元受合算率は、「元受損害率+元受事業費率」により算出しました。

④出再した再保険会社の数と出再保険料の上位5社の割合

	令和3年度	令和4年度
出再した保険会社の数	2社	3社
A社 出再保険料のうち上位5社の出再保険料割合	12.2%	10.9%
B社 出再保険料のうち上位5社の出再保険料割合	87.8%	89.1%
C社 出再保険料のうち上位5社の出再保険料割合	-	-

⑤ 出 再 保 険 料 の 格 付 ご と の 割 合 (単位：%)

格付区分	出再保険料における割合	
	令和3年度	令和4年度
A 以上	100	100
BBB 以上	-	-
そ の 他	-	-
合 計	100	100

※格付区分は、スタンダード・アンド・プアーズ社（S & P社）の格付けを使用しております。

⑥未だ収受していない再保険金の額 該当事項はありません。

(3) 経理に関する指標等

①支払備金

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度
死 亡 保 険	2,213	1,614
医 療 保 険	252	318
損 害 保 険	1,827	1,487
合 計	4,291	3,419

まごころ少額短期保険の現状

②責任準備金

(単位:千円)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
死 亡 保 険	1,390	4,909
医 療 保 険	548	1,405
損 害 保 険	26,147	41,430
合 計	28,086	47,743

③利益準備金および任意積立金の区分ごとの残高
該当事項はありません。

④損害率の上昇に対する経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	発生損害率が1%上昇すると仮定します。	
計算方法	正味既経過保険料×1%	
経常損失の増加額	令和 3 年度	令和 4 年度
	783 千円	795 千円

(4) 資産運用に関する指標等

①資産運用の概況

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度	
	金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)
現 預 金	90,462	70.7	109,129	69.9
金銭信託	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
運用資産計	90,462	70.7	109,111	69.9
総 資 産	127,804	100.0	156,155	100.0

②利息配当収入の額および運用利回り

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度	
	金 額 (千円)	利回り (%)	金 額 (千円)	利回り (%)
現 預 金	1	0.0	1	0.0
金銭信託	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
小 計	1	0.0	1	0.0
その他	—	—	—	—
合 計	1	0.0	1	0.0

まごころ少額短期保険の現状

③保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比
該当事項はありません。

④保有有価証券の種類別の利回り
該当事項はありません。

⑤保有有価証券の種類別の残存期間別残高
該当事項はありません。

5. 責任準備金の残高の内訳

(単位:千円)

	令和3年度				令和4年度			
	死亡 保険	医療 保険	損害 保険	合 計	死亡 保険	医療 保険	損害 保険	合 計
普通責任準備金	87	68	20,799	20,955	3,815	980	35,056	39,851
異常危険準備金	1,303	480	5,348	7,131	1,094	425	6,374	7,892
契約者配当準備金	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,390	548	26,147	28,086	4,909	1,405	41,430	47,743

Ⅲ 運営に関する事項

1. 勧誘方針について

当社は、以下の勧誘方針に基づき販売活動を行っております。

【勧誘方針】

1. 当社は、保険法、保険業法、金融サービスの提供に関する法律、金融商品取引法、個人情報保護に関する法律およびその他各種法令を遵守し、適正な商品販売に努めます。
2. お客様の保険商品に関する知識、理解、そして加入目的などに応じて、お客様と齟齬をきたすことのないよう、分かりやすい表現を使用した説明に努めます。
3. 保険商品の販売・勧誘活動については、お客様のご迷惑になるような時間帯を避け、その場所・方法についても十分に配慮し、適切に行います。
4. 保険事故が発生した場合の保険金のお支払は、迅速かつ的確に処理手続きをするよう努めます。
5. お客様のお問合せについては、親切・丁寧に対応するとともに、ご意見・ご要望につきましても真摯に対応し、今後の商品開発・販売方法等の改善に活かします。

お客様相談窓口

TEL (045) 392-5303 FAX (045) 392-5312
受付時間 10:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除きます。)

2. お客様満足度向上への取組みについて

(1) お客様対応

保険業が担っている相互扶助の理念を企業活動の根本に据えております。

よりお客様にご満足いただくために当社の全社員が「お客様の声」を真摯にうけとめ、お客様の期待に応える対応を心がけます。

(2) 「お客様の声」の受付から業務品質の改善まで

お寄せいただいた「お客様の声」は、業務統括部に集約され、一元管理のもとでの詳細な原因分析により経営課題を抽出し、対応策などを検討して業務品質の改善につなげます。

まごころ少額短期保険の現状

(3) ご契約者様に対する情報提供の実態および商品に対する情報とデメリット情報提供の方法

(商品を正しくご理解いただくための取組み)

当社では、お客様に商品に関する詳細な情報を提供し、お客様に商品内容を正しくご理解いただき、ご納得のうえご契約いただけるよう、次の取組みを行っております。

①契約概要

お客様に保険商品の内容をご理解いただくため、必要な情報（商品の仕組、保障内容等）を記載した「重要事項」を保険募集を行う際にお渡ししております。

②注意喚起情報

ご契約に際して、お客様に特にご注意いただきたい重要な条項を記載した「注意喚起情報」を保険募集を行う際にお渡ししております。

③約款

保険のお申込みの際には、ご契約に関する詳細な内容を記載した「約款」をお渡ししております。

④パンフレット

各種商品の仕組みや特徴をわかりやすく記載し、ご契約の募集の際にお渡ししております。

(4) お客様に告知の重要性をご理解いただくための取組み

お客様の告知された内容が事実と異なる場合、ご契約が解除になったり、保険金や給付金をお受取りになることができない場合がございます。さらに、ご健康状態により新たな保険契約にご加入できない場合は、一切の保障を失うことにつながりかねません。

当社では、お客様に安心を提供するため、正しい告知の重要性を充分にご理解いただくことが重要であると考え、次のような取組みを行っております。

- ①お客様に告知の重要性および告知制度について正しくご理解いただくため、お客様説明用チラシを用意しております。
- ②お客様がご契約時に告知いただいた内容を、事後的にご確認いただくことができるよう、告知書を複写化しております。

まごころ少額短期保険の現状

(5) ご契約をご確認いただくための取組み

実際にご契約された内容が、お客様のお申込み内容どおりのものとなっているかをご確認いただくため、次のような取組みを行っております。

① 承諾書の送付

お申込み完了後、お客様に承諾書を送付しております。なお、即時に契約が成立 する場合は、承諾書の代わりに保険証券をお送りします。

② 保険証券の送付

ご契約成立後、お客様に保険証券を送付しております。なお、保険契約に証券不発行特約を付保しているお客様につきましては、ご契約成立の翌日にはマイページを見られるようにしています。

(6) ご契約内容に関するお手続きについて

お客様相談窓口では、全国のご契約者様から、お電話による各種お手続きやご相談を承っております。

(7) 保険金のお支払いについて

当社は、保険金のご請求やご相談の窓口として、専門部署である「事故センター」を設置しております。同センターでは、専門のスタッフがご契約者様に保険金のご請求等についてわかりやすくご案内するよう努めております。また、複数のスタッフによる査定や再保険会社による確認を通して、保険金の支払漏れや支払誤りを防止しております。

3. お客様本位の業務運営に係る当社の基本方針とその取組み

(1) 基本方針

当社は、お客様の利益を最優先に考え、そのご意向を的確に把握したうえで、これに合致した保険商品と付帯サービスを提供することをその使命としております。この使命を実現する方法として、お客様にわかりやすく透明性の高い情報を開示することにより、お客様にとって最良の保険商品と付帯サービスを提供致します。具体的な取組みについては、以下ご説明致します。

(2) 具体的取組み

①お客様にとって最善の利益となる保険商品と付帯サービスの開発と販売にあたっては、お客様の経済状況、ニーズ、ご意向などを十分把握したうえで、それに合致した保険商品と付帯サービスを提供致します。その際お客様の

まごころ少額短期保険の現状

ご意向に反したり誤解を招いたりすることのないよう、説明を徹底しお客様に最も相応しい保険商品と付帯サービスを提供できるよう努めて参ります。(顧客本位の業務運営 原則 2 原則 5 原則 6)

また、既に販売中の保険商品・付帯サービスについても、その算定の基礎となった料率を最新の統計データ及び事業費に基づいて見直すことにより、お客様にとって最良な商品を提供致します。

令和 4 年度の取組

① 苦情の公表

KPI の設定：当期が前期より件数が下回るように努めます。

結果 前期を下回りました。

令和 4 年度 33 件(うち代理店受付：11 件)

令和 3 年度 48 件(うち代理店受付：20 件)

※令和 3 年度は 34 件と報告していましたが、代理店からの報告漏れがあり修正致しました。

当期苦情の内訳

苦情件数 33 件(うち代理店受付：11 件)

- 5 件 解約と更新辞退の手続き間違いによる不満。。
- 4 件 失効に関する不満。
- 4 件 2 回以上の失効により保険申込を断ったことに対する不満。
- 4 件 同種の保険を 2 件以上申込みないことに対する不満。
- 3 件 不払いに対する不満。
- 3 件 電話解約を応じないことへの不満。
- 2 件 解約日によって未経過保険料が違うことに対する不満。
- 2 件 期日払の保険期間の分かりづらさへの不満。
- 1 件 メールでの問合せの返答の遅いことに関する不満。
- 1 件 解約月と CreditCard 会社の処理月が異なることへの不満。
- 1 件 マイページの内容が分かりづらいことに対する不満。
- 1 件 保険金請求書類の催促が多すぎることに対する不満
- 1 件 併徴の連絡が多すぎることに対する不満。
- 1 件 保険金請求書類が分かりづらいことに対する不満。

まごころ少額短期保険の現状

- ② 当期から被保険者から当社に保険金請求の連絡を受けてから保険金を支払うまでの日数を公表します。

KPIの設定：当期が前期より期間が短くなるように努めます。

結果 前期より長くなりました。保険金請求の時効前に返送頂いたお客様もおられましたことありますが、お客様から連絡が多い、資料が分かりづらいつとご指摘もいただきましたので、令和5年度は資料を整理し改善致します。

令和4年度保険金支払件数	521件	平均支払日数	48日
令和3年度保険金支払件数	437件	平均支払日数	19日

②重要情報をわかりやすく提供

お客様が当社の保険商品と付帯サービスをお選びいただく際に必要となる情報をわかりやすく提供致します。

ア.手数料の明確化（顧客本位の業務運営に関する原則 原則4）

代理店に支払う募集手数料は提供する保険商品と付帯サービスの内容に見合った合理的水準にとどまるよう、積極的に見直しを行うとともに、当社のホームページで年度ごとに手数料に関する重要情報（手数料総額・一件当たり手数料、年間保険料収入に占める手数料の割合など）を開示します。

令和4年度の実績

代理店手数料	20,225千円
一件当たり手数料	損保系商品 最大25%
	生保系商品 最大20%
年間保険料収入に占める手数料の割合	7.5%

イ.保険金支払の明確化（顧客本位の業務運営に関する原則 原則2）

当社の保険金支払は常に公正・公平な判断で行っており、その保険金の支払実績は当社ディスクロージャー資料で公表しております。

令和4年度の実績

保険金	8,000千円
給付金	16,266千円

ウ.保険契約の解除情報の明確化(顧客本位の業務運営に関する原則 原則2)

まごころ少額短期保険の現状

当社ディスクロージャー資料で解除内容と解除理由を公表することにより、お客様にもご理解いただけるよう配慮しております。

令和4年度の実績

解除件数 2件

解除理由 1 責任開始日前に既に疾病があり、それを告知をされずに申込をされたが、保険金請求時の診断書にその事実の記載があり、事実確認を実施したところ告知義務違反が判明して解除に至りました。

解除理由 2 責任開始日前に既に事故が発生しており、その後に保険申込をし、保険金請求時の領収書の日付が責任開始日前の日付の記載があり、事実確認を実施したところ告知義務違反が判明して解除に至りました。

エ.継続的情報提供(顧客本位の業務運営に関する原則 原則5)

少額短期保険には毎年契約が更新されるという特性がありますが、その際当社が発行する「保険契約の更新にあたって」という書面を通じて、ご契約を更新される際にも十分な情報提供を行います。これにより、新規に契約した後も継続的に重要情報が得られます。

令和4年度の実績

「保険契約の更新にあたって」及び「ご加入の補償内容について」という書面を当期も刷新しました。

③お客様本位の募集体制の推進

ア. お客様のご年齢、ご家族及び財産の状況を総合的に踏まえ、保険商品と付帯サービスの最適な提案を行います。

令和4年度の取組

当期もお客様の疑問に対してQ & Aの追記等を行いました。

イ. 当社の保険商品と付帯サービスの内容と仕組みについて丁寧かつ平易に説明し、それがニーズやご意向に対応しているかどうか最終的にお客様ご自身に確認致します。その際お客様のご参考になるよう、過去において当社の募集時に発生したお客様にとってのリスクやデメリットについても適切に説明致します。(顧客本位の業務運営に関する原則 原則5)

まごころ少額短期保険の現状

令和4年度の実績

当期もお客様に誤解を生じさせないように重要事項説明書等の内容を見直しました。

ウ.募集代理店への募集委託に当たっては、委託開始前に適切な体制が整っているかどうかを確認し、委託開始後は当社が教育・指導・監査を的確に行います。(顧客本位の業務運営に関する原則 原則6)

令和4年度の実績

乗合募集代理店を2店廃業しました。委託開始後で保険の募集がみられない代理店は廃業しています。

エ.当社による通信販売・インターネット販売による募集に当たっては、保険料を低料化するとともに、商品内容とリスクをわかりやすく説明し、常時サービスの改善に努めます。(顧客本位の業務運営に関する原則 原則2)

令和4年度の実績

登山保険契約の保険解約時又は不更新時に、お客様にアンケート調査を行いながら改善を実施しました。

アンケート総数 22585 件

1 .登山のオフシーズンに解約した。	14732 件
2 .保険料が払えないので解約した。	5220 件
3 .他社の保険に加入したため解約した。	1526 件
4 .保険業界に不安なので解約した。	263 件
5 .保険の整理のために解約した。	261 件
6 .取扱代理店が廃業したために解約した。	156 件
7 .補償が必要でなくなったので解約した。	134 件
8 .当社の他のプランに入りなおすために解約した。	100 件
9 .払込回数を減らしたいので解約した。	63 件
10 .登山に行かなくなったから解約した。	36 件

改善内容

1. 必要以上に保険をかけることがないように登山保険の期日払の商品を増やし、補償内容を充実させました。
2. 廃業した代理店の保険を他の代理店に移管せず、当社が引き継ぐため丁寧に対応することにしました。

④社内体制の整備

上記の「お客様本位の業務運営に係る基本方針」を実践することは、お客様の利益になるとともに当社の企業価値を高めるものと考えます。

その具体的取組みを徹底するため、当社内に設置している「経営会議」（全社員のほか、取締役、弁護士、保険計理人、顧問が参加）において実施方針を討議・決定し、常時その見直しを行っています。その内容についてはホームページなどに公表致します。

4. リスク管理について

(1) リスク管理体制について

少額短期保険業を取り巻くリスクは複雑多岐なものになっています。こうした中、当社ではリスクの所在を十分に理解したうえで、そのリスクをコントロールしてくことが経営の重要課題の一つであるとの認識のもと、リスク管理の強化に努めております。

(2) 想定しているリスク

管理すべきリスクとして10のリスクを定め、それぞれにリスク管理を行っております。

①保険引受けリスク

商品開発または改定に際して、適切な料率または責任準備金を設定しなかったことにより、収益性に悪影響が生じるリスク

②資産運用リスク

保有する資産の価格が変動し、損失を被るリスク

③資金繰りリスク

支払保険金の増加等により流出する資金の増加が急激に生じ、資金ポジションが悪化して当社がデフォルトするリスク

④実質資産負債差額リスク

法令等に定める実質資産負債差額に関する規定に抵触するリスク

⑤事務リスク

当社の役員、社員または保険募集人が「正確な事務を怠る」あるいは「事故・不正等を起こすこと」により、当社が損失を被るリスク

⑥システムリスク

情報システムの停止または誤作動、不正利用等により、当社が損失を被るリスク

まごころ少額短期保険の現状

⑦法務リスク

法令等違反リスク、法律紛争リスク、法令判断懈怠リスク

⑧情報漏洩リスク

当社の役員、社員または保険募集人による情報の管理体制に不備があり、または不正利用等により、当社が損失を被るリスク

⑨レピュテーションリスク

当社に否定的な評価・評判が日本国内外に流布され、当社が損失を被るリスク

⑩災害等リスク

災害・事故・犯罪に起因して、当社の役員または社員等当社業務に密接な関連を有する者の生命・身体が害され、または当社の施設が被害を被ることによって当社が損害を被るリスク

(3) 再保険について

①再保険とは

当社は保険金支払責任を果たし、事業の安定を図るために保険金支払責任の一部を再保険会社に転嫁して、リスクの平準化、分散化を行っております。これを「再保険」といい、再保険に出すことを「出再」といいます。

②出再方針

事業収支の長期安定化をはかるため、当社が保有するリスクの限度額（保有限度額）により出再方針を定め、出再しております。

再保険カバーの手配にあたっては、主要格付機関（S&P）による格付 A 以上、更に日本国において、生命保険会社、損害保険会社、そして、少額短期保険会社において契約を締結した実績がある再保険会社を選んでおり、令和 4 年度においては『RGA リンシュアランスカンパニー日本支店』、『CCR RE』、そして『Scor RE』と契約を締結し、その 3 社に出再しております。

5. 法令遵守体制について

(1) コンプライアンス方針

お客様の信頼をあらゆる事業活動の原点に置き、健全かつ公正な経営を旨とし、コンプライアンスを経営の基本に位置づけております。

まごころ少額短期保険の現状

(2) コンプライアンス推進体制

コンプライアンスの徹底には、日常業務に根ざした取組みが極めて重要です。そのため、当社の各課がそれぞれの担当分野において法令等の遵守を徹底していくこととしております。

(3) 具体的な取組み

コンプライアンス推進の主な具体的な取組みは以下のとおりです。

- ① 諸規則、各種事務マニュアルの見直し
- ② コンプライアンス研修の実施
- ③ コンプライアンスに関する点検・モニタリングの企画や立案

(4) 「消費者契約法・金融商品販売法・金融サービスの提供に関する法律」の取組み

当社では、お客様が保険商品やご契約の内容を正しくご理解のうえ、ご契約いただけるよう「消費者契約法」「金融商品販売法」および「金融商品取引法」を遵守しております。

6. 個人情報の取扱いについて

当社は、お客様の個人情報を適切に扱うことが重要な責務であると認識し、個人情報の保護にかかる方針を次のように定め、当社、当社募集人、業務委託先及び提携先が個人情報の保護に関する法律などの法令を遵守する体制を整備してまいります。

【個人情報保護宣言】

1. 個人情報の保護に関する方針

(1) 個人情報の定義

当社は、個人情報を「個人に関する情報で、当該情報に含まれる名前・生年月日等により個人を特定できるもの」と定義しています。

(2) 個人情報の種類

保険契約の締結等に必要の情報として、お客様の氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、健康状態、職業等をお聞きします。また、保険契約の締結においては、健康診断などの必要な情報をお聞きする場合があります。

(3) 個人情報の取得方法

当社募集人、WEB、紙による申込書等、電話、そして、事実確認会社を通じて、お客様に関する情報を取得します。お客様の情報の取得にあたっては、個人情報の保護に関する法律に則っています。

(4) 個人情報利用の目的

当社は、お客様に関する情報を必要に応じて、以下の目的で利用しますが、原則それ以外の目的での利用はいたしません。

- ① 保険契約の引受査定、引受、保険契約の保全及び収納、

まごころ少額短期保険の現状

- ②保険金請求に関する査定及び調査（提携会社への照会等を含む）
- ③保険金の支払判断及び手続
- ④各種付帯サービスの案内または提供
- ⑤再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求
- ⑥その他保険に関連・付随する業務

（５）個人情報の第三者への提供

お客様の個人情報は以下の場合に限り、必要最低限の範囲で外部に提供することがあります。

- ①あらかじめお客様にご同意をいただいている場合
- ②法令に基づく場合
- ③代理店に保険募集を委託する場合
- ④調査会社からお客様の個人情報が必要とされた場合
- ⑤人の生命、身体または財産の保護のために必要とされる場合
- ⑥公共の利益のために必要とされる場合

（６）個人情報の開示、訂正等

お客様よりご自身に関する情報についての開示・訂正等・利用停止等の依頼があった場合、当社は請求者がご本人である旨を確認した上で、特段の理由がない限り、個人情報保護法の趣旨に基づき、直ちにその情報の開示・訂正等・利用停止等の対応を行います。なお、情報の開示・訂正等・利用停止等の請求は、下記の個人情報の取扱い等に関する窓口までお問合せください。

（７）情報の管理

お客様に関する情報は、正確かつ最新の内容を確保するために、常に適切な措置を講じます。また、お客様情報に対する不当なアクセス、個人情報の紛失、漏洩、毀損等の危険に対し必要な対策を講じるよう努めます。さらに役員・社員・委託先並びに提携先に対して必要かつ適切な監督を行います。

また、当社では、お客様に関する情報の保護・管理強化のため、取締役、弁護士、保険計理人、顧問および社員が参加する「経営会議」を開催し、全社的な取り組みを行います。

2. 特定個人情報の保護に関する方針

当社は、お客様に対して「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」（マイナンバー法）に基づき「保険取引に関する支払調書の作成」に利用するために個人番号のご提供をいただきます。また、その利用にあたっては、関係諸法令を遵守し、ご提供いただいたお客様の個人番号並びに特定個人情報の紛失、漏洩、毀損の危険に対して必要な対策を講じます。

3. 個人情報の取扱い等に関する窓口

お客様の個人情報や当社の個人情報の安全管理措置等の取扱いに関するお問合せは、下記までお願いします。

●個人情報の取扱い等に関する窓口

TEL: 045 (392) 5303

受付時間 10:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

7. 反社会的勢力等への対応について

当社は、適切かつ健全な少額短期保険事業を行うにあたり、2007年（平成19年）6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会において決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守するとともに、当社の「コンプライアンス・マニュアル」ならびに反社会的勢力への対応に関する規定に準拠して、反社会的勢力に断固たる態度で対応し、関係を遮断するために、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めています。

【反社会的勢力に対する基本方針】

当社は、暴力団等の市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは関係を一切持たないこと、また反社会的勢力に接した場合は速やかかつ毅然とした態度で組織的に対応することを目的として、次の「反社会的勢力に対する基本方針」を定めています。

1. 組織としての対応

当社は、反社会的勢力に対し、法令及び当基本方針を遵守し、組織全体として対応します。また、反社会的勢力に対する従業員の安全を最優先に確保します。

2. 裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力に対して、裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供も絶対に行いません。

3. 外部専門機関との連携

当社は、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築し、組織的かつ適正に対応します。

4. 有事における民事及び刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力による不当要求を拒絶し、必要に応じて民事および刑事の両面から法的対応を行います。

8. 情報開示について

当社は、皆様に当社をご理解いただくために、当社に関する重要な情報の公正かつ適時・適切な開示に努めております。

(1) ホームページ

当社のホームページでは、お客様向けにトピックス、商品、サービス、各種手続き、資料請求等についてご案内しております。

(2) ディスクロージャー資料

当社の業務および財務状況等についてご理解いただくために、毎年「まごころ少額短期保険の現状」を作成しております。

(3) 会社案内

会社概要を簡潔に説明した冊子を作成しております。

9. 指定紛争解決機関（ADR 機関）について

金融 ADR 制度とは、金融分野における裁判外紛争解決手続きのことであり、金融商品やサービスの苦情に対する的確に対応し、利用者保護の充実を図ることを目的としたものです。当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と契約しています。

当社との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談、または、解決の申立てを行う事ができます。同協会内に設置されている「少額短期ほけん相談室」（指定紛争解決機関）が窓口です。

少額短期ほけん相談室（指定紛争解決機関）

TEL：（フリーダイヤル）（0120）82-1144

FAX：（03）3297-0755

受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00

受付日：月曜日から金曜日（祝日ならびに年末年始休業期間を除く）

まごころ少額短期保険の現状

IV 財産の状況

1. 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和 3 年度 令和 4 年 3 月 31 日現在		令和 4 年度 令和 5 年 3 月 31 日現在	
	金 額 (千 円)	構 成 比 (%)	金 額 (千 円)	構 成 比 (%)
(資産の部)				
現金及び預貯金	90,462	70.8	109,129	69.9
現金	18	0.0	18	0.0
預貯金	90,444	70.8	109,111	69.9
有形固定資産	2,142	1.7	1,535	1.0
無形固定資産	2,970	2.3	2,842	1.8
ソフトウェア	2,970	2.3	2,842	1.8
再保険貸	10,116	7.9	13,818	8.8
その他資産	7,115	5.6	13,831	8.9
未収金	3,008	2.4	7,935	5.1
前払費用	753	0.6	753	0.5
預託金	3,353	2.6	3,713	2.4
仮払金	—	0.0	1,430	0.8
供託金	15,000	11.7	15,000	9.6
資産の部 合計	127,804	100.0	156,155	100.0
(負債の部)				
保険契約準備金	32,376	25.3	51,162	32.8
支払備金	4,291	3.4	3,419	2.2
責任準備金	28,085	22.0	47,743	30.6
代理店借	1,876	1.5	34	0.0
再保険借	32,245	25.2	36,042	23.1
その他負債	39,847	31.2	25,118	16.1
借入金	26,700	20.9	20,600	13.2
未払法人税等	—	—	—	—
未払金	12,375	9.7	3,657	2.3
未払費用	401	0.3	441	0.3
預り金	371	0.3	420	0.3
負債の部 合計	106,344	83.2	112,355	72.0
(純資産の部)				
資本金	100,000	78.2	100,000	64.0
資本剰余金	100,000	78.2	100,000	64.0
資本準備金	100,000	78.2	100,000	64.0
利益剰余金	△178,541	△139.7	△156,200	△100.0
利益準備金	—	—	—	—
その他利益剰余金	△178,541	△139.7	△156,200	△100.0
繰越利益剰余金	△178,541	△139.7	△156,200	△100.0
純資産の部 合計	21,460	16.8	43,800	28.0
負債・純資産の部 合計	144,833	100.0	156,155	100.0

まごころ少額短期保険の現状

(2) 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和 3 年度		令和 4 年度	
	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで		令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで	
経常収益	385,311		384,211	
保険料等収入	385,311		382,416	
保険料	262,931		267,605	
再保険収入	122,380		114,810	
回収再保険金	20,617		16,411	
再保険手数料	101,763		96,119	
再保険返戻金	—		2,280	
支払備金戻入額	—		—	
責任準備金戻入額	—		—	
資産運用収益	1		1	
利息及び配当金収入	1		1	
その他経常収益	—		922	
経常費用	383,242		366,093	
保険金等支払金	194,840		196,005	
保険金・給付金	30,812		24,266	
解約返戻金	1,925		3,237	
再保険料	162,103		168,502	
責任準備金等繰入額	7,503		19,658	
支払備金繰入額	2,111		—	
責任準備金繰入額	5,392		19,658	
資産運用費用	—		—	
事業費	180,900		150,431	
営業費及び一般管理費	180,096		148,928	
税金	125		120	
減価償却費	679		1,382	
その他経常費用	—		—	
経常利益（経常損失）	2,070		18,118	
特別利益	—		—	
固定資産等処分益	—		—	
その他特別利益	—		—	
特別損失	—		—	
契約者配当準備金繰入額	—		—	
税引前当期純利益（同当期純損失）	2,070		18,118	
法人税及び住民税	407		655	
法人税等調整額	585		△4,878	
法人税等合計	992		△4,223	
当期純利益（当期純損失）	1,077		22,341	

まごころ少額短期保険の現状

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年年度 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	令和4年年度 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
保険料の収入	262,931	267,605
再保険による収入	122,380	114,810
保険金等支払による支出	△30,812	△24,266
解約返戻金等支払による支出	△1,925	△3,237
再保険料支払による支出	△162,103	△168,502
事業費の支出	△176,817	△165,867
その他	—	—
小 計	13,683	35,979
利息及び配当金の受取額	1	1
利息の支払額	—	—
契約者配当金の支払額	—	—
その他	—	—
法人税等の支払額	△992	4,223
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,662	24,767
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	—	—
有価証券の売却・償還による収入	—	—
有形固定資産の取得による支出	—	—
有形固定資産売却による収入	—	—
その他	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	—
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	—	—
借入金の返済による支出	△1,100	△6,100
株式の発行による収入	—	—
配当金の支払額	—	—
その他	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,100	△5,100
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	11,562	18,667
VI 現金及び現金同等物期首残高	78,900	90,462
VII 現金及び現金同等物期末残高	90,462	109,129

まごころ少額短期保険の現状

(4) 株主資本等変動計算書

① 令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	100,000	100,000	100,000	△179,618	△179,618	△179,618	20,382
当期変動額							
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	1,078	1,078	1,078	1,078
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	1,078	1,078	1,078	1,078
当期末残高	100,000	100,000	100,000	△178,540	△178,540	△178,540	21,460

② 令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	100,000	100,000	100,000	△178,540	△178,540	△178,540	21,460
当期変動額							
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	22,340	22,340	22,340	22,340
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	22,340	22,340	22,340	22,340
当期末残高	100,000	100,000	100,000	△156,300	△156,200	△156,200	43,800

まごころ少額短期保険の現状

2. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度
(1) ソルベンシー・マージン総額	33,590	56,692
① 純資産の部の合計額(繰延資産控除後の額)	21,460	43,800
② 価格変動準備金	—	—
③ 異常危険準備金	7,131	7,892
④ 一般貸倒引当金	—	—
⑤ その他有価証券評価差額(税効果控除前)(99%又は100%)	—	—
⑥ 土地の含み損益(85%又は100%)	—	—
⑦ 契約者配当準備金の一部(除、翌期配当所要額)	—	—
⑧ 将来利益	—	—
⑨ 税効果相当額	—	—
⑩ 負債性資本調達手段等	5,000	5,000
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(10(a))	5,000	5,000
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(10(b))	—	—
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R_1^2 + R_2^2]} + R_3 + R_4$	7,394	7,969
保険リスク相当額	6,897	7,373
R1 一般保険リスク相当額	6,897	7,373
R4 巨大災害リスク相当額	—	—
R2 資産運用リスク相当額	1,817	2,160
価格変動等リスク相当額	—	—
信用リスク相当額	904	1,091
子会社等リスク相当額	—	—
再保険リスク相当額	811	931
再保険回収リスク相当額	101	138
R3 経営管理リスク相当額	183	286
(3) ソルベンシー・マージン比率 (1)/{(1/2)×(2)}	908.6%	1,422.9%

3. 有価証券等の取得価額または契約価額、時価および評価損益

(1) 有価証券

該当事項はありません。

(2) 金銭の信託

該当事項はありません。



まごころ少額短期保険の現状 2023

令和5年(2023年)7月発行

まごころ少額短期保険株式会社

神奈川県横浜市戸塚区川上町 87-1

TEL 045-392-5303(代表)

<https://www.magocoro-ins.com>